平成14年刑(わ)第4136号 判 決 被 本 東京都B町CD番地E 住 居 東京都B町CF番地G 業 職 職 名 氏 牛年月日 昭和日年 I 月 J 日生 平成14年4月15日 日 告 被 事 業務上横領 判 裁 東京地方裁判所刑事第3部 所 裁 判 官 川口政明 検 察 官 樋口正行 丰川 決 主 文 被告人を懲役3年に処する。 未決勾留日数中60日をその刑に算入する。 罪となるべき事実の要旨 被告人は、平成5年4月1日から、当時の東京都B町公営企業管理者(K)の委託 を受け、同都B町C地区の水道料金の集金及びその保管管理等の業務に従事してい たものであるが、別表記載のとおり、同11年7月23日ころから同12年10月 7日ころまでの間、同都B町CL番地M株式会社などから水道料金として現金合計 1127万7138円を集金し、これを同都B町のために業務上預かり保管中、前後103回にわたり、同都B町CF番地G被告人方などにおいて、ほしいままに、これを自己の用途に費消する目的で着服して横領したものである。(別表省略) 適用した罰条 刑法253条,45条前段,47条本文,10条,21条 刑事訴訟法181条1項ただし書 平成14年5月1日 東京地方裁判所刑事第3部

裁 判 官 川口政明

裁判所書記官